

第8回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 13番, 14番)

開催期日 令和3年2月25日

第8回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和3年2月25日(木) 午前9時30分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 上 島 宣 和

本日の出席委員

1 番 長 尾 卓 也
2 番 塚 本 政 紀
4 番 川 崎 浩 彦
5 番 藤 田 淳
6 番 山 本 強
7 番 小 暮 滝 弘
8 番 笹 谷 和 広
9 番 田 村 賢 治

10 番 長谷川 誠
11 番 平 田 善 治
12 番 中 島 武 博
13 番 田 村 俊 彦
14 番 大 畠 政 勝
15 番 桂 一 照
16 番 鈴 木 正 志
17 番 鳥 村 正 行
18 番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

3 番 寺 雅 彦

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 吉 川 道 也
" 事務局 主 幹 上 島 宣 和
" 事務局 員 中 川 圭 太
" 事務局 員 山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1	会議録署名委員の指名について	
2	会期の決定について	
3	諸般の報告について	
4	報告第 12号	農地のあっせん成立について
5	報告第 13号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
6	報告第 14号	農地法第5条の規定による転用の完了届けについて
7	議案第 32号	農地法第18条第6項の規定による通知について
8	議案第 33号	農地法第3条の規定による許可申請について
9	議案第 34号	農地法第5条の規定による許可申請について
10	議案第 35号	農用地利用集積計画（案）について
11	議案第 36号	農地のあっせんについて
12	議案第 37号	買入協議を行う旨の通知の要請について
13	農業団体等報告事項	

（局 長）

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第8回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員17名、欠席委員1名、寺委員より所用のため欠席との報告をいただいております。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

（会 長）

先週は各地区で流動化推進委員会を開催していただきました。コロナ禍による自粛が続く中で、皆さんと会って話をする機会が少ない訳ですが、今回の流動化推進委員会で、交流を図ることができ、24期生が一つのチームとして進めるために、委員がお互いを理解していることが大事でないかと思います。本日もリスク回避を図るべく、短時間で進めていきたいと考えておりますが、内容につきましては慎重審議をお願いいたします。

それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

（議 長）

日程1 会議録署名委員についてですが、13番田村俊彦委員、14番大畠委員を指名いたします。よろしくお願いします。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。2月3日、栗山町農業再生協議会が開催され、吉田会長が出席しております。4日、令和2年度空知農業委員会連合会役員会が岩見沢市で開催され、吉田会長が出席しております。9日、農事組合長会議が開催され、吉田会長が出席しております。17日～19日中部・北部・南部地区流動化委員会が開催されました。19日、栗山町農業教育振興会総会及び栗山町農業振興公社評議員会が開催され、吉田会長が出席しております。追加になりますが、18日、現地調査を、長尾委員、塚本委員、山本委員で実施しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第12号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第12号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は4件でございます。

番号1 申出者 ○○町○5 線○6 番地 ○○○○ 相手方 栗山町字○○1653 番地 ○○○○ 対象農地所在 字○○766 番地1 地目につきましては 公簿現況とも 畑、面積 3,516 m² 1筆でございます。成立年月日 令和3年2月5日 売買価格 10aあたり 畑 ○○○○○○円 面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、藤田委員、田村俊彦委員でございます。

番号2 申出者 ○○町○○3247 番地 ○○○○ 相手方 ○○町○○3228 番地 有限会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 対象農地所在 字○○109 番地1 地目につきましては 公簿畑、現況田 面積 12,990 m²外4筆 計5筆 21,086 m²全筆田でございます。成立年月日 令和3年2月2日 売買価格 10aあたり 田 ○○○○○○円 面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、吉田会長、田村賢治委員でございます。

番号3 申出者 栗山町字〇〇34番地2 〇〇〇〇他1名 相手方 栗山町字〇〇587番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇31 番地 1 地目につきましては 公簿畑、現況田面積 10,591 m²外 16 筆 田 16 筆 55,781 m² 畑 1 筆 2,501 m² 合計 17 筆 58,282 m²でございます。 成立年月日 令和3年2月10日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、塚本委員・寺委員でございます。

番号4 申出者 栗山町字〇〇847番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇671番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇708番地 地目につきましては 公簿現況ともに畑 面積 895 m² 1 筆でございます。 成立年月日 令和3年2月10日 売買価格 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、塚本委員・鳥村委員でございます。

以上でございます。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告13号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第13号、農地の使用貸借契約の解約通知について、下記の農地に係る使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は1件となります。

番号1 所在 字〇〇100番地9 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積 2,531 m²外 13 筆 田 10 筆 130,378 m² 畑 4 筆 10,322 m² 合計 14 筆 140,700 m²でございます。利用状況は水田及び普通畑として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 平成25年12月30日 契約期間 平成25年12月30日から令和5年12月30日 解約通知日 令和3年2月5日 通知者 貸主 栗山町字〇〇 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇 〇〇〇〇 となっております。

以上でございます。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程 6 報告第 14 号「農地法第 5 条の規定による転用の完了届けについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第 14 号 農地法第 5 条の規定による転用の完了届けについて 農地法第 5 条の規定による転用の許可指令があった土地について、事業完了届け出がありましたので次のとおり報告する。今回は 1 件でございます。

番号 1 関係農地法 第 5 条 譲渡人住所・氏名 栗山町字〇〇318 番地 〇〇〇〇 譲受人住所・氏名 栗山町字〇〇317 番地 〇〇〇〇 転用した土地 許可指令年月日 令和 2 年 5 月 29 日 栗農第 5－87 号 所在 字〇〇317 番地 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積 520 m² 1 筆でございます。工事完了年月日 令和 3 年 2 月 15 日 完了届出年月日 令和 3 年 2 月 16 日でございます。なお本件につきましては、現地調査を実施済みであることを申し添えます。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程 7 議案第 32 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 32 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は 8 件でございます。

番号 1 所在 字〇〇213 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積 19,146 m² 外 1 筆 計 2 筆 27,472 m² 全筆田でございます。 利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成 31 年 3 月 29 日 契約期間 平成 31 年 3 月 29 日から令和 10 年 11 月 30 日 解約通知日 令和 3 年 1 月 27 日 通知者 賃貸人 栗山町〇〇4 丁目 25 番地 10 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇77 番地 〇〇〇〇 でございます。

番号2 所在 字〇〇989番地2 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積18,368㎡外1筆 計2筆20,212㎡全筆畑でございます。 利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 令和2年3月29日 契約期間 令和2年3月29日から令和6年11月30日 解約通知日 令和3年2月5日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇989番地8 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇 〇〇〇〇 でございます。

番号3 所在 字〇〇331番地 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積819㎡外9筆 田7筆23,135.49㎡ 畑3筆5,656㎡ 合計10筆28,791.49㎡でございます。 利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成30年11月30日 契約期間 平成30年11月30日から令和10年11月30日 解約通知日 令和3年2月10日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇332番地5 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇847番地 〇〇〇〇 でございます。

番号4 所在 字〇〇565番地1の内 地目につきましては 公簿現況ともに 田、面積14,699㎡1筆でございます。 利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 令和2年3月31日 契約期間 令和2年3月31日から令和5年3月31日 解約通知日 令和3年2月16日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇566番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇422番地1 〇〇〇〇 でございます。

番号5 所在 字〇〇80番地1の内 地目につきましては 公簿現況ともに畑、面積4,647㎡外14筆 田9筆18,829㎡ 畑6筆16,902㎡ 合計15筆35,731㎡でございます。 利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 令和元年11月30日 契約期間 令和元年11月30日から令和11年11月30日 解約通知日 令和3年2月15日 通知者 賃貸人 〇〇市〇区〇41条〇6丁目2番17号 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇188番地 〇〇〇〇 でございます。

番号6 所在 字〇〇82番地1の内 地目につきましては 公簿現況ともに畑、面積6,000㎡外1筆 合計2筆6,303㎡、全筆畑でございます。 利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 令和元年12月26日 契約期間 令和元年12月26日から令和3年11月30日 解約通知日 令和3年2月16日 通知者 賃貸人 栗山町〇〇3丁目252番地 一般財団法人 〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇241番地7 〇〇〇〇、〇〇〇〇 でございます。

番号7 所在 字〇〇89番地1 地目につきましては 公簿現況ともに畑、面積8,084㎡1筆でございます。 利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成23年2月28日 契約期間 平成23年2月28日から令和3年11月30日 解約通知日 令和3年2月16日 通知者 賃貸人 栗山町〇〇3丁目252番地 一般財団法人 〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇188番地3 〇〇〇〇でございます。

番号8 所在 字〇〇988番地2 地目につきましては 公簿現況ともに畑、面積3,993㎡外5筆 田3筆24,705㎡ 畑3筆6,050㎡ 合計6筆30,755㎡でございます。 利用状

況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 令和2年9月30日
契約期間 令和2年9月30日から令和7年7月20日 解約通知日 令和3年2月8
日 通知者 賃貸人 ○○市○○区○5条○6丁目1番地23 公益財団法人 ○○○○ 理
事長 ○○○○ 賃借人 栗山町字○○ ○○○○でございます。

以上でございます。

(議 長)

はい。事務局の説明が終わりましたので、整理番号順に審議したいと思います。

それでは、番号1について審議したいと思います。

番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号1は原案どおり決定いたします。

番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号2は原案どおり決定いたします。

番号3について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号3について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号3は原案どおり決定いたします。

番号4について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号4について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号4は原案どおり決定いたします。

番号5について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号5について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号5は原案どおり決定いたします。

番号6について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号6について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号6は原案どおり決定いたします。

番号7について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号7について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号7は原案どおり決定いたします。

番号8について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号8について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号8は原案どおり決定いたします。

日程8 議案第33号「農地法3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、利用権の設定(使用貸借)及び所有権移転(売買)による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。

今回は、使用貸借1件、所有権移転4件でございます。

番号1 所在、字〇〇73番地8 地目といたしまして 公簿・現況とも畑 面積2,510㎡外8筆 田1筆27,801㎡、畑8筆22,916㎡ 計9筆50,717㎡でございます。貸主 〇〇町〇〇62番地 〇〇〇〇 適用といたしまして、貸主が個人として営農してきたが、貸主が代表取締役を務める借主へ使用貸借により法人が農業を行うため、許可申請に至る。借主 〇〇町〇〇62番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、適用といたしまして、法人経営の安定化を図るため借り受けたいとなっております。

番号2 所在、字〇〇332番地 地目といたしまして 公簿・現況とも田 面積1,805㎡外2筆 計3筆8,007㎡全筆田でございます。譲渡人 〇〇市〇〇区〇〇8条〇2丁目 〇〇〇〇 適用といたしまして、永年農地として占有していた譲受人に売渡したい。譲受人 字〇〇50番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 適用といたしまして、経営規模の拡大及び安定を図るため、永年農地として占有していた申請地を買い受けたいとなっております。

番号3 所在、字〇〇336番地 地目といたしまして 公簿・現況とも田 面積757㎡外1筆 畑1筆302㎡ 計2筆1,059㎡でございます。譲渡人 〇〇市〇〇区〇〇8条〇2丁目 〇〇〇〇 適用といたしまして、永年農地として占有していた譲受人に売渡したい。譲受人 字〇〇16番地 〇〇〇〇 適用といたしまして、経営規模の拡大及び安定を図るため、永年農地として占有していた申請地を買い受けたいとなっております。

番号4 所在、字〇〇324番地 地目といたしまして 公簿・現況とも田 面積2,040㎡1筆でございます。譲渡人 〇〇市〇〇区〇〇8条〇2丁目 〇〇〇〇 適用といたしまして、永年農地として占有していた譲受人に売渡したい。譲受人 字〇〇49番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 適用といたしまして、経営規模の拡大及び安定を

図るため、永年農地として占有していた申請地を買い受けたいとなってございます。

番号5 所在、字〇〇337 番地 地目といたしまして 公簿・現況とも田 面積 832 m² 1 筆でございます。 譲渡人 〇〇市〇〇区〇〇8 条〇2 丁目 〇〇〇〇 適用といたしまして、永年農地として占有していた譲受人に売渡したい。 譲受人 字〇〇94 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 適用といたしまして、経営規模の拡大及び安定を図るため、永年農地として占有していた申請地を買い受けたいとなってございます。

以上でございます。

(議 長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(16 番 鈴木)

番号1につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんにつきましては、本人が代表取締役を務める法人への使用貸借するものであり、問題ないと思います。

(8 番 笹谷)

番号2・3・4・5につきまして、譲渡人の〇〇〇〇より、永年農地として占有していた譲受人に売買するものであり、問題ないと思います。

(議 長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第33号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第33号については原案どおり決定といたします。

日程9 議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第34号 農地法5条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。

併せて番号2の一時転用について、北海道農業会議に意見聴取するにあたり許可の可否について意見を諮う。今回は2件でございます。

番号1 所在 ○○4丁目27番地7 地目といたしまして 公簿、現況とも畑 面積230㎡1筆でございます。 売主 ○○4丁目37番地 ○○○○ 買主 ○○3丁目188番地1 ○○○○ 転用目的 一般住宅建設による永久転用となっています。

番号2 所在 字○○341番地1の内 地目といたしまして 公簿が畑、現況が田 面積8,906㎡外2筆 計3筆10,398㎡全筆田でございます。 所有者 字○○288番地 ○○○○ 転用者 ○○町○○1720番地 有限会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 転用目的 耕土改良及び土砂採取による一時転用となっています。 以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(1番 長尾)

令和3年1月28日 第7回農業委員会総会後に提出のあった農地法第5条の転用申請に基づき、令和3年2月18日に塚本委員、山本委員、上島主幹、中川主事同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

農地法第5条の転用許可申請ですが、番号1につきまして、申請地は栗山町役場の南東約0.5kmに位置する第3種農地であり、この度、申請者より一般用住宅等を建築する旨の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。同じく、農地法第5条の転用許可申請番号2の申請地は、栗山町役場継立出張所の南約5.0kmに位置する農用地 区域内農地であり、この度申請者より 耕土改良に合わせて、土砂採取を行い、平坦な優良農地に復元したい旨の、一時転用の許可申請があったものであります。

本件につきましても、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第34号は原案どおり決定といたします。

日程 10 議案第 35 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明を求めます。

（事務局）

議案第 35 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借 8 件、所有権移転 8 件、使用貸借 2 件の計 18 件であります。

整理番号 2 賃 115-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇160 番地 9 〇〇〇〇
〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇286 番地 1 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 2 月 5 日
利用権を設定する土地 所在 字〇〇749 番地 1 現況地目 田 面積 24,166 m²外 4 筆
田 4 筆 48,676 m² 畑 1 筆 977 m² 計 5 筆 48,676 m²でございます。設定する利用権の内容につきましましては、種類 賃貸借 期間令和 3 年 2 月 26 日から令和 7 年 11 月 30 日の 4 年 9 カ月となっております。借賃につきましましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましましては、毎年 11 月 30 日までに 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 115-2 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇603 番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇286 番地 1 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 2 月 5 日
利用権を設定する土地 所在 字〇〇1049 番地 現況地目 田 面積 40,193 m²1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましましては、種類 賃貸借 期間令和 3 年 2 月 26 日から令和 7 年 11 月 30 日の 4 年 9 カ月となっております。借賃につきましましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましましては、毎年 11 月 30 日までに 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 115-3 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇104 番地 9 〇〇〇〇
〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇286 番地 1 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 2 月 5 日
利用権を設定する土地 所在 字〇〇700 番地 1 現況地目 田 面積 7,798 m²1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましましては、種類 賃貸借 期間令和 3 年 2 月 26 日から令和 7 年 11 月 30 日の 4 年 9 カ月となっております。借賃につきましましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましましては、毎年 11 月 30 日までに 〇〇〇〇指定口座に振

整理番号 2 所 119-1 所有権の移転を受ける者 ○○市○○区○5 条○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長 ○○○○ 所有権を移転する者 栗山町字○○1327 番地 ○○○○ 申出年月日 令和 3 年 2 月 1 0 日 所有権を移転する土地 所在 字○○1322 番地 1 現況地目 田 面積 18,687 m²外 5 筆 計 6 筆 60,044 m²でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 3 年 2 月 2 6 日 対価につきましては 1 0 a あたり 田 ○○○○○○円 面積を乗じまして合計 ○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては令和 3 年 4 月 1 3 日となっております。

整理番号 2 所 120-1 所有権の移転を受ける者 ○○市○○区○5 条○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長 ○○○○ 所有権を移転する者 栗山町字○○847 番地 ○○○○ 申出年月日 令和 3 年 2 月 1 0 日 所有権を移転する土地 所在 字○○724 番地 1 現況地目 田 面積 2,941 m²外 1 筆 計 2 筆 42,741 m²全筆田でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 3 年 2 月 2 6 日 対価につきましては 1 0 a あたり 田 ○○○○○○円 面積を乗じまして合計 ○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては令和 3 年 4 月 1 3 日となっております。

整理番号 2 所 121-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字○○1653 番地 ○○○○ 所有権を移転する者 ○○町○5 線○6 番地 ○○○○ 申出年月日 令和 3 年 2 月 5 日 所有権を移転する土地 所在 字○○766 番地 1 現況地目 畑 面積 3,516 m² 1 筆でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 3 年 2 月 2 6 日 対価につきましては 1 0 a あたり 畑 ○○○○○○円 面積を乗じまして合計 ○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和 3 年 8 月 3 1 日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲・小麦・大豆で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 122-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○671 番地 ○○○○ 外 1 名 利用権を設定する者 栗山町字○○332 番地 5 ○○○○ 申出年月日 令和 3 年 2 月 1 0 日 利用権を設定する土地 所在 字○○331 番地 現況地目 田 面積 819 m²外 9 筆 田 7 筆 23,135.49 m² 畑 3 筆 5,656 m² 計 10 筆 28,791.49 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和 3 年 2 月 2 6 日から令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日の 7 年 9 カ月となっております。借賃につきましては 1 0 a あたり 田 ○○○○○○円 畑 ○○○○○○円 それぞれ面積を乗じまして合計 ○○○○○○円で

ございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物はパプリカ・メロンで、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所123-1 所有権の移転を受ける者 〇〇町〇〇3228番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇町〇〇3247番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年2月2日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇109番地1 現況地目 田 面積12,990㎡外4筆、計5筆21,086㎡全筆田でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和3年2月26日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年8月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2使124-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇803番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年2月5日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇1020番地 現況地目 畑 面積5,787㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間令和3年2月26日から令和13年11月30日の10年9カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男3人女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2使124-2 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇284番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年2月5日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇177番地4 現況地目 畑 面積1,542㎡外2筆 田1筆223㎡ 畑2筆2,004㎡ 計3筆2,227㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間令和3年2月26日から令和13年11月30日の10年9カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男3人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃125-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇803番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇5条〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年2月15日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇988番地2 現況地目 畑 面積3,993㎡外5筆 田3筆24,705㎡ 畑3筆6,050㎡ 計6

まして計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年8月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物はパプリカ・メロンで、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2 賃129-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇405 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇11 番地 156 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年2月17日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇5 番地 19 現況地目 田 面積 1,201 m²外4筆 計5筆 3,267 m²、全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和3年2月26日から令和7年11月30日の4年9カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。

(議長)

はい。賃貸借8件・所有権移転8件・使用貸借2件、計18件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。それでは、〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、整理番号2 所121-1について審議したいと思います。

整理番号2 所121-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2 所121-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2 所121-1は原案どおり決定いたします。

(〇〇委員着席)

次に、〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

整理番号2 使124-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2 使124-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2 使124-2は原案どおり決定いたします。

(〇〇委員着席)

次に、〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、整理番号 2 所 127-1 について審議したいと思います。

整理番号 2 所 127-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 127-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 127-1 は原案どおり決定いたします。

(〇〇委員着席)

これからは、残る 15 件について整理番号順に審議したいと思います。

整理番号 2 賃 115-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 115-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 115-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 115-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 115-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 115-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 115-3 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 115-3 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 115-3 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 116-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 116-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 116-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 117-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 117-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 117-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 118-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 118-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 118-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 119-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 119-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 119-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 120-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 120-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 120-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 122-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 122-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 122-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 123-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 123-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 123-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 使 124-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 使 124-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 使 124-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 125-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 125-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 125-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 126-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 126-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 126-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 128-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 128-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 128-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 129-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 129-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 129-1 は原案どおり決定いたします。

日程 1 1 議案第 3 6 号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第36号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は5件でございます。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年2月5日
申出地所在 字〇〇153 番地8 地目は公簿、現況ともに雑種地 面積885㎡外6筆 田5筆65,468㎡ 雑種地2筆886.52㎡ 計7筆66,354.52㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(1番 長尾)

〇〇さんにおかれましては、今後、耕作する予定がないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として川崎委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、長尾委員、川崎委員よろしくお願いします。

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇168 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年2月12日 申出地所在 字〇〇99 番地1 地目は公簿 畑、現況 田、面積2,997㎡外13筆 田13筆20,907.80㎡ 雑種地1筆9.17㎡ 計14筆20,916.97㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(9 番 田村俊彦)

〇〇さんにおかれましては、高齢により今後、耕作する予定がないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として長尾委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、田村俊彦委員、長尾委員よろしくをお願いします。

番号3 あっせん申出者 〇〇市〇〇7丁目3-7-〇〇 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年2月16日 申出地所在 字〇〇81番地1 地目は公簿 田、現況 雑種地 面積 1,344 m²外5筆、畑3筆 14,387 m² 雑種地3筆 4,863 m² 計 19,250 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4 番 川崎)

〇〇さんにおかれましては、今後、耕作する予定がないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん外1名と、株式会社〇〇〇〇 第2候補に 〇〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として小暮委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3についてはあっせんを可といたしますので、川崎委員、小暮委員よろしくお願いします。

番号4 あっせん申出者 ○○市○○区○○41条○6丁目2番17号 ○○○○ 申出年月日 令和3年2月15日 申出地所在 字○○80番地1の内 地目は公簿、現況とも 畑面積4,647㎡外11筆 田6筆13,743㎡ 畑4筆9,664㎡ 雑種地2筆2,760㎡ 計12筆26,167㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4番 川崎)

○○さんにおかれましては、相続により農地を取得しましたが、今後、耕作することがないため農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○○○さん外1名と、株式会社○○○○ 第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として小暮委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号4についてはあっせんを可といたしますので、川崎委員、小暮委員よろしくお願いします。

番号5 あっせん申出者 栗山町字○○566番地 ○○○○ 申出年月日 令和3年2月16日 申出地所在 字○○565番地1 地目は公簿 現況とも 田 面積19,994㎡外1筆 畑1筆 計2筆21,478㎡でございます。別紙に今回の申出地を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(1 番 長尾)

〇〇さんにおかれましては、高齢により今後、耕作する予定がないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として山本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号5について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号5についてはあっせんを可といたしますので、長尾委員、山本委員よろしくをお願いします。

番号6 あっせん申出者 栗山町字〇〇454 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年2月17日 申出地所在 字〇〇305 番地 10 地目は公簿 現況とも 田 面積 4,235 m²外 21 筆 田 21 筆 47,580.08 用悪水路 1 筆 206 m² 計 22 筆 47,786.08 m²でございます。別紙に今回の申出地を記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4 番 川崎)

〇〇さんにおかれましては、申出地での耕作する予定がないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 株式会社〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として吉田会長と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号6について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号6についてはあっせんを可といたしますので、川崎委員よろしくをお願いします。

日程12 議案第37号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第37号買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第16条第1項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をすることについて意見を諮う。今回の申し出は2件です。

番号1 あっせん申出者 〇〇4丁目25番地10 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年1月27日 申出地所在 字〇〇213番地1 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積19,146㎡外1筆 計2筆27,472㎡全筆田でございます。別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と耕作者を記載しておりますので参考としてください。 以上です。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号1は原案どおり決定いたします。

番号2 あっせん申出者 字〇〇 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年2月5日 申出地所在 字〇〇280番地1 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積19,966㎡外3筆 計4筆64,687㎡全筆田でございます。別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と耕作者を記載しておりますので参考としてください。 以上です。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2は原案どおり決定いたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は3月30日の火曜日 午前9時30分から、現地調査につきましては3月23日の火曜日 午前9時30分から 第1班 寺委員、川崎委員、中島委員、大畠委員をお願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午前11時10分終了)